

研究資料・整理ノート

国家主権・<不可分性>原理問題とグローチュースの主権主体論

高山巖*

1 はじめに

ボーダンが『国家論6巻』(1576)において主権概念を提示するに至るまでの歴史的背景と経緯については前稿で検討した通りであるが¹、いま、この歴史的背景をなしていた過程を主権概念の第一次<生成過程>と呼ぶとすれば、同概念はボーダンによるその提示以後直ちに第二次<生成過程>に入ることになるのである。それは、ボーダン主権概念について様々な解釈・論争が繰り広げられるなかで、同概念の或る側面が再確認され、また或る側面に修正が加えられることにより、主権概念が全体として少しずつ現代のそれに変貌していく過程を意味する。

ところで、そもそも、主権概念は中世の多元主義的政治観に慣れ親しんでいた当時の多くの人々にとって衝撃的内容に充ちたものであった反面、中世思想を乗り越え得る統一的国家観とその基礎原理を模索する人々にとっては正に斬新さの象徴でもあった。この衝撃性と斬新さを体現しているのが、ボーダンによって示された主権の諸属性—特に、<最高性>、<絶対性>、<不可分性>—であったことは言うまでもない。<最高性>、<絶対性>については稿を改めて論ずるとして、本稿は特に<不可分性>原理を取り上げ、また、人間ではなく初めて組

織体としての国家を主権の主体として措定したH.グローチュースの主権主体論をそれに関連させることにより、<不可分性>原理問題の解決という点でグローチュースはどこまで貢献したと見做しうるのかを検証してみようとする一つの試みである²。

2 <不可分性>原理問題とは何か？—統治契約論との関連において

グローチュース論に入る前に<不可分性>原理問題とは何かを明確にしておかなければならない。そしてそのためにも統治契約論との関連についての予備知識がどうしても必要となる。まず<不可分性>原理そのものであるが、実のところ、ボーダン『国家論』における主権の定義の中には<不可分性>を指す語は見当たらない。フランス語版における定義は「...絶対的且つ永続的な権力」であり、ラテン語版においては「...最高の、且つ、法の拘束から解放された大権」となっているからである³。しかし、このことは、ボーダンが<不可分性>を重視していなかったことをいささかも意味しない。<不可分性>とは文字通り、主権が分割不能な統合された権力であるべきことを意味するが、『国家論』第2巻においてボーダンはこの点を強調し、主権の分割—例えば、主権を君主、貴族、人民の間に分割する混合政体—は必ず内乱を誘発する状況を生み出すが故に、国家は極力これを避けなければならないと述べているのである⁴。フランスを覆っていた政治的混乱(anarchie)の克服

* たかやま・いわお

埼玉大学名誉教授、国際関係論、比較政治学

を最大の課題と考え王権の強化・拡充を目指したボーダンとしては全く当然の見解と言えよう。では彼が何故主権の定義の中にそれを含めなかつたのかは不明であるが、<不可分性>は主権の他の二つの属性—<最高性>、<絶対性>—の論理的帰結として改めて定義において強調するまでもない自明の命題であるとの認識に立つていたからとも考えられる。

<不可分性>原理は後代の思想家たちにも受け継がれていった。例えば、ホップスは『リヴァイアサン』において主権を構成する諸権限を列挙したうえで、「これらの諸権利は分割されえない」⁵と述べているし、また、ルソーは主権を意志になぞらえて、主権を譲り渡すことが出来ないのと同じ理由から、「主権は分割できない」⁶と述べたのである。更に言えば、<不可分性>原理は現代においても論争的なテーマであり続けているのではないか。例えば、各国憲法が定める権力分立制度は<不可分性>原理の否定を意味するのか否か、地方分権はどうか、といった問題がそれである。もとより、“不可分”的具体的意味内容はボーダンやホップスを考えていたそれと、現代とではかなり異なってはいるものの、ルソーのように主権を単に権力としてだけではなく、それを国民の意志としてとらえるとすれば、「主権は不可分である」という一般的命題そのものは論争的でありつつも、変化することなく継承されてきていると見ることもできそうである。この点については稿を改めて論ずる機会を持ちたい。

グロチュースの時代に戻ると、<不可分性>原理が大きな論点となったのは、それと、当時広く受容されるに至っていた統治契約論との整合性が問題とされたからである。統治契約(*pactum subjectionis*)は *Herrschafts-(Unterwerfungs-)vertrag* [支配(服従)契約]とも訳されるように⁷、既に社会を構成している

人民と、統治者との間の支配・服従にかかる契約である点で、ばらばらに孤立している個人が結合して社会を形成するための社会契約(*pactum societatis*)から区別される。統治契約論の根底には、主権は本来、人民に帰属するが、人民はそれを自ら行使し得ないが故に、その行使を条件付きで他者に委ねるとする“人民主権論”的発想がある。では、何故それが<不可分性>原理との間に整合問題をひきおこすことになるのか?それは契約の論理と内容を検討してみると納得がいく。そもそも、人が主権の行使を統治者に委ねるのは、それによって、統治者が人民の安全と福利を守り保証してくれるのを期待したことである。従って人民は無条件で主権を譲り渡してしまうわけではない。あくまでも守るべき義務としての重要な条件—人民の安全と福利の保証—が統治者には課せられているのである。これは物件についての所有権、用益権(使用権)とのアナロジーで説明すると分かりやすい。人は本来、主権の主体なのであるから、主権の所有権・用益権はともに根源的に人民に帰属している。統治契約において、人民は主権の用益権を統治者に委ねることになるが、所有権はあくまでも手放さない。これは、もし統治者が契約の趣旨に反して権力を濫用するに至った場合、いつでも統治者に主権—統治者に委ねられた用益権としての統治権—の返還を要求し、場合によっては立ち上がって統治者に抵抗することを可能にする源泉としての権利だからである。つまり、人民は契約上、統治者に服従する義務を負うことになるが、それに対応する契約上の権利は抵抗権ということになる。他方、統治者は契約上、統治権を獲得するが、それに対応して、あくまでもその権限を人民の安全と福利のためにのみ行使するという義務を負うのである⁸。人民と統治者とは、契約上、権利と義務の主体として対峙し、且つ、両者に

ひとしく義務が課せられているから、これは典型的な双務契約である。契約そのものとしては合理的な内容をもつこの統治契約のどこが＜不可分性＞原理との関連で問題になるのであろうか？答えは次の点に求められる。この双務契約によって、そもそも不可分であるべき主権が、人民の留保する所有権の部分と、統治者に移行する統治権（用益権）の部分とに分裂してしまうという問題がそれである。すなわち、＜不可分性＞原理抵触問題を惹起してしまうのである。この点に関する R.トロイマンと R.ドラテの説明を引用しよう、—「あらゆる支配契約論は、二当事者を対立させる。そのため、国家は、契約のゆるい拘束を通してだけによって結び付けられた両半分からなっている。この二元論は、現在の、必然的に統一的な国家概念とは完全に矛盾する」⁹。ドラテも同様の趣旨を次のように表現する、—「...国家の人格は人民のそれと君主のそれとに分割されるのだから、法律家たちの構想は、必然的に二元論に帰着していた。...服従契約はじっさいには、国家内に二つの権力を設立することへと不可避的に向かっていた。そして主権の分割あるいはその制限へと至っていたのである」¹⁰。しかもこれは単なる理論上の問題にとどまらない、深刻な実際上の問題でもあった。ドラテは指摘する、—「...問題は、なんらかの措置が公共の福祉に一致しているかどうかを決定する権限がだれに帰属するのか、ということだからだ。...事実、双務契約あるいは相互的な契約を基礎として政府が設立されるということを是認するとすれば、だれがその契約の履行についての裁判官となるのだろうか。もし国王が自分は約束を遵守したと主張し、その臣民たちがそれに異議を唱えるとすれば、この紛糾をだれが解決するのであろうか。衝突の仲裁を託された優越者または共通の裁判官がないので、社会が崩壊するおそれがたえず生ず

るのである」¹¹。この場合、主権の本源としてのいわば所有権はあくまでも人民が確保しているのだから、統治者は人民の異議申し立てに従うべきであると主張しても無駄である。契約上統治者の側に生じた権利—統治権—のなかには、相手—臣民—の主張に反論する権利もまた含まれているからである。

3 グロチュースは＜不可分性＞原理問題の解決にどこまで貢献したと言えるのか？

以上がグロチュース登場の背景をなしていた主権問題をめぐる思想状況であった。＜不可分性＞原理抵触問題は主権の本質に関わる重大な理論的障害となる問題であったから、時の経過とともに同問題を解決しようとする気運が高まっていったのも当然であろう。G. ギールケはグロチュースの主権主体論—国家主権概念—がそのような方向への第一歩であったと見ているようである。しかし、それはどのような意味で“第一歩”だったのだろうか？グロチュースが主権の主体について論じているのは『戦争と平和の法』第一巻・第三章においてであるが、そこには以下のような興味深い記述がある。主権とは何かについて定義した上でグロチュースは言う、—「さて何人が主権の主体であるかを考察しよう。その主体は、共通的のもの、または固有的のものである。あたかも身体が視覚の共通的主体であり、眼がその固有の主体であるが如く、我々が前において完全なる結合体（コエツス）と言った国家（キヴィタス）は主権の共通的主体である」。確かに、ここでグロチュースが国家という組織体を主権の主体として指定したことは画期的なことであった。それまでの主権論においては、主権の主体は君主（統治者）、人民といった自然人に求められており、組織体

そのものを主権の主体とする視点は存在しなかつたからである。またここで彼が“身体と眼”という有機体論的比喩を用いていることも注目に値する。ところで、上の記述には次の文章が続くのである。—「従って主権の共通的主体(*subjectum commune*)は、我々が既に述べた意味における国家である。また固有的主体(*subjectum proprium*)は、各民族(ゲンス)の法律習慣に従って、一人または複数の人(*persona una pluresve*)である」¹²(括弧内欧字挿入は引用者)。この「一人または複数の人」はそれを政府・統治機関を指すものと解するのが定説のようである¹³。だがここで、グロチュースは何を言おうとしているのであろうか?それは次のように解釈できよう。あたかも視覚という作用が眼という器官だけによって成立しているのではなく、眼と身体全体との協同・協調作業の産物であるように、統治もまた、固有的主体としての政府・統治機関だけではなく、全体的・共通的主体としての国家との協同作業の帰結として成立する、とするのがそれである¹⁴。ところで、この箇所が<不可分性>原理問題と関係してくるのは、グロチュースがここで主権の主体を二つ挙げていることによる。主権の主体が二つということは、主権そのものが二分されてしまうことを意味していないであろうか?だがここで、ギールケが、グロチュースにおいては「二つの主権主体が構想されているけれども、主権そのものは一体であって分割されていない」¹⁵と述べている点に注目したい。けれども、ギールケは何故そのようなことが言えるのかについては説明していないのである。我々としては次のような解釈を試みてみたい。主権をいま「主体と作用」という観点から考えてみよう。グロチュースにおいては、国家(共通的主体)と政府・統治機関(固有的主体)という二つの主体がある。しかし、丁度、眼と身体の関

係がそうであるように、両者の関係が協同・協調的である限り、統治(視覚)という作用は攪乱されることなく正常に成立・機能している。これは主権が分裂していないことの証左となる。統治契約論のように、主権が分割されると、人は抵抗権によって、また、統治者は契約上の権利を盾にとることによって、常に理論上は対峙していることになるから、先のドラテの指摘が示しているように、社会は常に潜在的に崩壊の危機にさらされていることになる。これは、主体間の関係が原理的に協同・協調のそれではなく、対立・対抗のそれであることの帰結であり、統治という作用がいつでも攪乱されうる可能性を孕んでいることを意味する。この点で、作用の点において主権の分裂を回避しているグロチュースの主権主体論が統治契約論の抱えていた<不可分性>原理抵触問題の解決を目指す“第一歩”であったことは間違いないと言えよう。

ここで、グロチュースが国家を主権の共通的主体としたことの意義をやや別の角度から見ておこう。統治契約論を動搖させていた問題は、実は、<不可分性>原理問題以外にもう一つ存在した。それをここでは“統治者部外者問題”と呼ぶことにする。それは統治契約論を推進していた当時の理論家や政治勢力の語法として、契約上、統治者と対峙することになる人民の総体 *populus* を“国家”(*civitas, respublica*)と同等視する傾向が定着していたことに起因する問題であった。すなわち、人民 *populus*=国家だったのである¹⁶。そうなると、人民に対峙する形で契約の他方の当事者となる統治者は、国家そのものには含まれない、国家の外に立つ存在ということになってしまう¹⁷。“統治者部外者問題”と呼んだ理由はそこにある。これは統一的国家観としては致命的欠陥というほかはない。統治者がそのなかに含まれて居ない国家とはど

のような国家であろうか？しかしグロチュースのように、国家を主権の共通的主体とすれば、固有的主体としての統治者は全体としての国家の中に含まれる存在となる。何故なら眼は全体としての身体の一部だからである。かくして、“統治者部外者問題”はグロチュースの主権主体論において解決を与えられたと見ることが出来るのである。しかも、上でみたように、主権そのものも分裂していないから<不可分性>原理抵触問題が生じることもない。国家を主権の共通的主体とすることによって、グロチュースはこの二つの問題を一举に解決する方向性を少なくとも“形式的”に示したのであった。

だがここで“形式的”と断った理由は何か？それは以下のことを意味する。ギールケは、グロチュースが国家を主権の共通的主体とすることによって統一的国家観形成への重要な足跡を印したものとしつつも、それは“完成”には程遠いものであったと言う。ここでギールケが“完成”として念頭に置いているのは、後年のドイツ国法学における国家法人説、即ち、法人格主体としての国家概念であろう。ギールケはグロチュースにおいてはいまだ法人格としての国家という発想は見られないという¹⁸。つまり、国家を主権の主体としたグロチュースの第一歩は方向性において正しかったけれども、そこから先の理論的作業は試みられることなく放棄されてしまったというのである。確かに、国家法人説に話を限定すれば、グロチュースは国家を主権の主体としただけであって、それ以上の理論的成果は何ら見られない。しかし、いま仮にグロチュースが国家法人説に到達していたしたら、それによって、<不可分性>原理問題は、“形式的”ではない、真の、究極的解決を与えていたであろうか？否とわれわれは考える。そもそも国家法人説において、主権の帰属主体は法人格としての国家であって、君主、国民…

といった自然人ではない。君主、国民等は法人格主体・国家の「機関」であるにすぎない¹⁹。確かにこの見解において主権は分割されることなく法人格としての国家に帰属しているのであるから、<不可分性>原理抵触問題は生じない。国家法人説において同問題は解決を見たと言つてもよいであろう。しかし、われわれはこの解決があくまでも“形式論理的”な性格にとどまるものであって、問題の本質に迫る究極のそれであるとは考えない。理由は国家法人説は主権の源泉については何も述べていないからである。たとえ主権は分割されていないから<不可分性>原理問題は生じないと主張したとしても、その主権が何に由来するのかを示していないとすれば、その主張は実質を欠いた“形式論理”としてのそれにとどまると言わざるをえないであろう。そもそも、国家を主権の帰属母体と見做す場合、われわれは国家が本来的に、いわば、“生得的に”、主権を有していると考えているのであろうか？否である。国家とは人間が創造した様々な結社・団体の一つである。人間が創造したものが“生得的”に権利・権限を有しているということは本来ありえない。権利・権限は究極においては必ず人間（自然人）に帰属すべきものだからである。もとより、人間はこの権利・権限を自らが創造した団体や官職に付与することが出来る。それは直接的付与でもありうるし、慣習上のそれもありうる。「官職上の権限」などはその具体例の一つであって、本来は個人もしくはその集合（組織構成員）に帰属すべき一定の権限が「官職」へと移行し（ということは、人間がその権限を「官職」に付与したことを意味する）、それが制定法上もしくは慣習上認められるに至っている場合である。結社・団体が法人として権利・義務の主体となりうるとする見解は、有益且つ法理上不可欠な法解釈技術の所産ではあるが、実体論から

言えば、それら結社は“生得的”に権利・義務を有していたわけではなく、人間によるそれらの付与・認定がそこに介在していることを否定することができない。或いは権利・権限の帰属が人間であることがより一層明確な次のような場合もある。それは特定の団体を自然人の集合の別称と見做す場合である。例えば、「国家とは人民の総体を意味する」という命題がそれである。この場合、「主権は国家に帰属する」は「主権は人民に帰属する」と同義である。更には、結社・団体の“意志決定”的過程にも眼を向けてみる必要がある。結社の“意志”とは結社が“それ自身によって”形成したものではなく、あくまでも、その結社の構成員、つまり人間、によって形成されたものである。このように、結社・団体の法人格性は、“それ自身によって”ではなく、それにかかわる人間の権利・義務・資格…との関連によってのみはじめて有意的概念となりうるものである。ドイツ国家法人説に戻ると、国家という団体は誰によって、いつどのようにして、主権という権限を付与されたのか、言い換れば、主権は元々どのような人間(集団)に帰属していたのか?また、国家とはいかなる人間集団の別称なのか?これらの問いたいして国家法人説は沈黙したままである。従って、「主権は国家に帰属する」という国家法人説の見解そのものが、“形式的”には(即ち、<不可分性>原理抵触問題を理論的に回避しているという形式論理的な意味においてのみ)意味をもつにせよ、実質的には(即ち、主権の起源・源泉を含む主権問題全体の脈絡においては)内容不明の虚ろな響きをもつものにとどまってしまっている観を否めない。ギールケが考えるよう、<不可分性>原理問題の解決は國家法人説において可能であり、グロチュースの功績はその形成への第一歩を踏みだしたことにあるとするならば、その功績とは同問題の“形

式的”解決への第一歩であったという外はない。

しかし、グロチュースの国家主体論についてではやや異なった見方も出来るかもしれない。それは主権の起源・源泉の問題との関連においてである。ちなみに、ドラテは、主権の源泉について、17～18世紀に普及していた三つの学説を紹介している。—「第一の理論は自然法学派のそれであり、第二の理論は政治権力を父権から派生させる君主政論の思想家たちのそれである。第三の理論は世俗的権力の起源を神に求めるキリスト教の命題であって、神権説の名のもとに知られている」²⁰。最初の、自然法学派の見解においては主権の源泉は、人民 *populus* に、そして更に遡って、人民を構成している諸個人の自らを統治する権利の中に見出されるとされる²¹。「神さえも二の二倍が四にならぬようには出来ない」²²と述べて自然法を教会の権威から解放し、後年“近代自然法の父”と呼ばれるに至ったグロチュースが主権の起源についてどのような考えをもっていたのかは興味深い問題である。自然法の重要性を強調してやまなかつたグロチュースが上の自然法学派の立場に近い見解をもっていたであろうと考えたくなるのは自然であろう。現に、グロチュースが主権の共通的主体とした国家 *civitas* は人民 *populus* と同義であるとする見解がギールケによって提示されている²³。そうだとするとグロチュースにおいて主権の主体並びにその源泉は人民そのものであったことになり、グロチュースは“人民主権論者”だったことになる。しかし、彼は「主権が常に人民に存するとする説は排斥されなければならない」²⁴とも述べているのである。彼は“人民主権論”と王権論の間を揺れ動いているようにも見える。或いは、彼は自己が“人民主権論者”であると見做されることを恐れていた、と見る解釈もある²⁵。真相は明らかでなく、今後の検討課題としたい。だが、いずれに

せよ、もし彼が自己の立場を“人民主権論”的として規定し、国家 *civitas* を人民総体と同等なものとした上で、共通的主体としての国家と固有的主体としての政府・統治機関の関係を、有機体論的アナロジーに終わることなく更に深く考究することに成功していたら、<不可分性>原理問題解決への彼の貢献は“形式的な域を越えて実質的なそれへと飛躍したであろう。実のところこれは後年のルソーが辿ることになる道なのである。

ところで、たとえ“形式的”解決への第一歩であったにせよ、初めて国家を主権の主体として指定したことは主権理論並びに国家理論における新しい可能性を示唆する貢献であったと言えようが、実は、グロチュースにおいてはむしろ旧い政治思想を反映する側面が顕著であったことにも触れておかなければならない。それはグロチュースと統治契約論との関係、また、ひいては、共通的主体・固有的主体という問題設定そのものと当時ドイツやネーデルラントで普及していた“二重主権論”(*duplex majestas*)との関係である。先ず、グロチュースが支配の形態としての統治契約を認めていたことは彼の次の言葉からも明らかである。—「…しかば、自己の権利を有する人民が、自己を支配する権利を、少しの部分も保留することなく、明らかに、ある一人、または若干の人に移譲するという遣り方で、彼らに服従することが何故許されないであろうか。…事実、人民が全く支配権を放棄して、これを他のものに付与する場合は少くない」²⁶。ここでグロチュースは「少しの部分も留保することなく」と述べているので、人民は自己の抵抗権を含めて文字通り全ての権利を移譲する—先のアナロジーで言えば、所有権も用益権も含めてすべてトータルに移譲する—かのような印象を与えるし、グロチュースもそういう意味で“移譲”という表現を使っている

ように見える²⁷。これは統治契約の一類型で“完全譲渡”と呼ばれるものであるが、しかし、論理的には、この場合にも人民は抵抗権を留保しているのであり、主権者となった統治者と人民の間には暗黙の了解もしくは契約が存するのである。それは、何故、人が自己の権利を移譲するのかを考えてみれば、自ずと明らかになることである。人民は一定の目的のために一例：生命・安全の確保—統治者に自己の権利を譲渡するのであって、完全に無目的の権利譲渡などというものは政治の論理から考えても本来ありえないのである。従って、目的が達成されない時は、人民は譲渡された権利の返還を要求するであろうし、或いは、支配に抵抗するであろう。グロチュースもこのことを否定していないとするジューリュウの指摘を参照しよう。—「グロチュースは主権者の権力を制限することを望まないが、それでも二つの事項の除外を余儀なくされる。つまり国家の譲渡と自己保存の権利である。…主権者たちが社会を破滅させる場合、ひとが彼らに対して武器を用いることを彼は認めるのである」²⁸。但し、この問題にはここでこれ以上立ち入らない。要は、“完全譲渡”型も統治契約の一類型であり暗黙裡に抵抗権を認めているという点で通常型と変わらないこと、そして、グロチュースはこの種の統治契約を認めていることを確認しておけば十分である。通常型の統治契約とグロチュースの関係はどうであろうか？“二重主権論”との関係が問題となるのはここにおいてである。“二重主権論”においては *majestas realis*(本源的主権)と *majestas personalis*(統治的主権)という二種類の主権が指定され、前者は、主権の本源的主体である人民に帰属し、後者は統治契約により統治者に帰属するとされる。従って、これはモナルコマキ等に見られる通常型の統治契約に基づく主権論である²⁹。ところで、グロチュースの主権主体

論は共通的主体・固有的主体という二元的構成をとっており、“二重主権論”と類似している。両者は内容において同一物なのであろうか？この点は解釈が分かれており、C.フリードリヒはほぼ同一物との見解に立っているようである³⁰。だが、ギールケは“二重主権論”的影響を認めるものの、内容は別物と見る³¹。これは当然である。というのも、もし同一であるとすると、グロチュースのこの箇所の記述は通常型・統治契約を前提にしていることになり、既に見たように、統治契約は＜不可分性＞原理問題を惹起してしまうのであるから、この箇所は同問題の解決を志向するものとするギールケ自身の解釈と両立しなくなってしまうからである。真相は不明である。理由は、グロチュース自身この点について何も語っていないことに加えて、主権主体論を扱っているこの箇所の記述が僅か一ページ足らずの短いものなので、推測する手がかりすら得られないことによる。だが今仮にギールケが考えるようこの箇所の記述と“二重主権論”とは全く別物だとしても、上で確認したように、グロチュース理論全体としては、統治契約を認めているのであるから、問題は残るのである。問題とは、グロチュースの中には、政治思想面において、統治契約に象徴される旧き体質と³²、ギールケが評価する一後のドイツ国家法人説に結びつくとギールケが考える一言わば新らしい体質とが、混淆・未整理のままに並存しているという問題である。国際法学者としてのグロチュースの貢献には、自然法の世俗化の問題を含めて³³、大なるものがあったことは確かであるが、その国家論について見る限り統一的国家像形成には程遠い不透明さが目立つことは否めない。

以上、＜不可分性＞原理問題に対するグロチュースの貢献をあくまでも“形式的”な解決の方向への“第一歩”に止るとし、且つ、その

国家論における問題点について瞥見したが、このことは、彼が初めて国家を主権の主体としたことの意義、特に、後年の国際関係における国家主権概念の形成に及ぼしたその影響の大きさをを些かも否定しようとするものではない。

以上

<注>

- 1 拙稿「国家主権概念の起源とその形成」『埼玉大学紀要』、第42巻・第2号(2006)、pp.95-118.
- 2 筆者は過去に一度グロチュースと＜不可分性＞原理問題の関連について論じたことがある。「平和・権力統合・市民的自由—国家主権概念と近代政治理論（その4）」『埼玉大学紀要』、第35巻・第2号(1999)、p.144-152. しかし、その後、新たな知見が増すに伴い、この問題をもう一度整理し直してみたいとの思いを強くするに至り、その結果として、同上論文を念頭におきつつも、新たな視点に基づく考察を中心に、前回は明確な形で示されていなかった結論を導き出すべく全面的に書き改めたのが本稿である。
- 3 フランス語版については、J. Bodin, *Les Six Livres de la Republique*, (orig.1576; Corpus des Oeuvres de Philosophie en Langue Francaise, Fayard, 1986)を使用。以下、Six Livresと略記。卷・章については、I-1（第1巻、第1章）のように表記する。本注・当該箇所は、I-8、p.179. ラテン語版は *De Republica Libri Sex, Latine ab autore redditum, [J.Du Puys (Paris), M.D.LXXXVI(1586)]*を使用。本注・当該箇所は、I-8, p.78.
- 4 *Six Livres*, II-1, pp.11, 25-7. なお、＜不可分＞を指すボーダンの用語は *indivisible* である。Ibid., p.11, 26.
- 5 T. ホップス『リヴァイアサン《国家論》』(orig. 1651; 水田洋・田中浩訳、世界の大思想、河出書房、1966)； 第2部・第18章、p.121.
- 6 J.J.ルソー『社会契約論』(orig. 1762; 桑原武夫・前川貞次郎訳、岩波文庫)、第2編・第2章、p.44.
- 7 用語については、R. ドラテ『ルソーとその時代の政治理学』(orig. 1970; 西嶋法友訳、九州大学出版局、1986)、p.196参照。
- 8 統治契約の権利・義務の相互性については、ドラテ・上掲邦訳、p.193 参照。
- 9 R.トロイマン『モナルコマキ—人民主権論の源流』

- (orig. 1895; 小林孝輔・佐々木高雄訳、学陽書房、1976)、p.70, 102.
- 10 ドラテ・上掲邦訳、p.99, 202.
- 11 同、p.197, 202.
- 12 H. グロチュース『戦争と平和の法・第一巻』(orig. 1625; 一又正雄訳: 酒井書店、1972)、第一巻・第三章・7、p.144。なお、同時参照した原著は、H. Grotius, *De jure belli ac pacis libri tres* [Latin texts accompanied by an abridged English translation by W. Whewell, Cambridge at the University Press, 1853], Lib. 1, p.114. なお、*persona una pluresve*について、邦訳は「一人または一人以上の人」となっているが、*plures*は英語の*more*に該当するので、実質的には「二人以上の人」を意味するから、「複数の人」とした。
- 13 O.von Gierke, Johannes Althusius und die Entwicklung der Naturrechtlichen Staatstheorien (orig. 1879; 7. unveränderte Ausgab., *Scientia Verlag Aalen*, 1981)以下、Althusiusと略記), S.172. トロイマン、上掲邦訳、p.71. 原田鋼『欧米における主権概念の歴史的再構成』(有斐閣、1934)、p.90; F. Schuman, *International Politics*(7th ed., McGraw-Hill, 1969), p.68.
- 14 ギールケの見解はこの解釈に近いようにも推測されるが、かれは、二つの主体の“協同・協調”という点にまでは言及していない。Gierke, Althusius, S.172 参照。
- 15 O.von Gierke, *Natural Law and the Theory of Society* 1500-1800 (orig. 1913; trans. by E. Barker, Beacon, 1957; 以下、Natural Lawと略記)、p.55.
- 16 Gierke, Althusius, S.172-3. Gierke, *Natural Law*, pp.54-56. C. Friedrich, “Introduction”, *Politica Methodice Digesta of Johannes Althusius* (Harvard Univ. Press 1932; reprint., Arno Press; 以下、*Politica*と略記), lxxxix.
- 17 関連して、Friedrich, “Introduction”, *Politica*, xc, footnote 3.
- 18 Gierke, Althusius, S.162, 167. Gierke, *Natural Law*, pp.54-6.
- 19 G. イエリネク『一般国家学』(orig. 1900; 芦部信喜・阿部照也訳、学陽書房、1974)、p.114-5, 128-9, 144-6, 329, 441-53, 470, 473-4.
- 20 ドラテ・前掲邦訳、p.231.
- 21 同、p.233.
- 22 グロチュース、前掲邦訳、第一巻・第一章・十の5、p.54.
- 23 Gierke, Althusius, p.162, 167. Gierke, *Natural*

- Law, pp.54-6. なお、ギールケは、グロチュースが *civitas=populus* と見做す当時の既成思考から脱却で出来なかつたことが、国家の法人格性概念に到達しえなかつた原因であったと見ていくようである。Ibid. 参照。
- 24 グロチュース、前掲邦訳、第一巻・第三章・八の1、p.145.
- 25 Gierke, Althusius, S.173-6.
- 26 グロチュース、前掲邦訳、第一巻・第三章・八の1、p.145.
- 27 この文章は周知のモナルコマキの暴君放伐論を批判したものと推測されるグロチュースの次の記述に統く箇所に現れるからである。—「この点については、まず第一に、何處においても、且つ例外なしに、人民に主権が存し、それ故、諸王がその支配権を悪用する場合は何時でも、これを抑制し処罰することが人民に許されるということを主張するものの意見を排斥しなければならない」。グロチュース、同上。
- 28 ドラテ、前掲邦訳、p.68 より引用。
- 29 Gierke, Althusius, S.164-7, 165(Anm.124), 167(Anm.130).
- 30 Carl Friedrich, “Introduction”, in J. Althusius, *Politica Methodice Digesta of J. Althusius* (orig. 1603; Harvard Univ. Press, 1932; reprint ed., Arno Press, 1979), xc [fn.(5)].
- 31 Gierke, Althusius, S.172. Gierke, *Natural Law*, pp.54-5.
- 32 但し、統治契約が一般論として本当に“旧い”思想なのかどうかの問題にはここでは立ち入らない。これまで統治契約と呼んできたものはモナルコマキやアルトジュースに代表されるそれであるが、近代的な意味における統治者と被治者とのあいだの委任的約定を“統治契約”と呼ぶことも用語の使い方としては可能かもしれない。ここで“近代的”とは、<不可分性>原理問題が解決を見た後での、従って、同問題を惹起しない形態における約定という意味である。この問題については稿を改めて論ずることしたい。
- 33 グロチュース、前掲邦訳、第一巻・第一章・十の5、pp.53-4 参照。